

第 82 号議案

小城市立小・中学校運営支援室協議会連絡会議設置要領の  
一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

機構改革により、これまでの事務局並びに事務局長を変更する必要があるため、要領を改正するものである。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市立小・中学校運営支援室協議会連絡会議設置要領の  
一部を改正する訓令

小城市立小・中学校運営支援室協議会連絡会議設置要領（平成 20 年  
小城市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「学校教育課」を「教育総務課」に改め、同条第 3 項  
中「学校教育課長」を「教育総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

小城市立小・中学校運営支援室協議会連絡会議設置要領新旧対照表

現 行	改正案
<p>(略)</p> <p>第6条 連絡会議に事務局を置き、事務局に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局は、教育委員会学校教育課に置く。</p> <p>3 事務局長には、学校教育課長をもって充てる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第6条 連絡会議に事務局を置き、事務局に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局は、教育委員会<u>教育総務課</u>に置く。</p> <p>3 事務局長には、<u>教育総務課長</u>をもって充てる。</p> <p>(略)</p>